様式第１２号（第５条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　令和７年４月１３日執行　八頭町議会議員一般選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　候補者　　　　　　　　　　　㊞

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数 | １２３箇所 |

注　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。

　　２　ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。

　　４　1人の候補者を通じて町費負担の対象となる枚数の上限及びそれぞれの契約に基づく町費負担の限度額は、次のとおりです。

　　　（１）　枚数の上限

　　　　　　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×1.6枚

　　　（２）　限度額

　　　　　　　94,875円＋541円31銭×ポスター掲示場数

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　単価…　１円未満の端数は

　　　　　　　　　　　　ポスター掲示場数　　　　　　　　　　　　　切上げ

　　　　　　　　単価×確認された作成枚数＝限度額